

令和3年度 第1回

開催年月日 令和3年7月29日(木)

開催場所 高知労働局 別館会議室(301)

出席委員数	議題	1	部会長及び部会長代理の選出について
公益代表 3名		2	高知地方最低賃金審議会高知県最低賃金
労働者代表 3名			専門部会運営規程について
使用者代表 3名		3	その他

次回本審開催予定日 令和3年8月5日

[開会] 午前11時40分

事務局 ただ今から、第1回高知県最低賃金専門部会を開催させていただきます。
それでは本日の出席者の確認をさせていただきます。
本専門部会には、公益側委員3名、労働者側委員3名、使用者側委員3名、計9名のご出席をいただいております。最低賃金審議会令第6条第6項により準用された同審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることをご報告します。
今回は、専門部会委員発令後の最初の部会ですので、部会長が選任されるまでの間、事務局が議事進行を努めさせていただきます。

[部会長・部会長代理の選出]

事務局 はじめに、部会長及び部会長代理の選出に移りたいと思います。
部会長及び部会長代理につきましては、最低賃金法第25条第4項により準用されております同法第24条の規程によって、公益委員のうちから選出することとなっております。ご推薦はございますか。

中橋委員 私のほうから、部会長に西森委員を、部会長代理に大井委員を推薦いたします。

事務局 ただ今、中橋委員から、西森委員を部会長に、大井委員を部会長代理にとのご推薦をいただきましたが、いかがでしょうか。

異議なし

事務局 「異議なし」ということでご賛同をいただきましたので、西森委員に部会長を、大井委員に部会長代理をお願いします。

それでは、西森部会長にご挨拶をいたくとともに、先の進行をお願いいたします。

部会長 西森でございます。

ご指名をいただきましたので部会長を務めさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、業績が好転しない現状のなかで、中賃の目安が示され、非常に厳しい専門部会での審議となりますが、労使それぞれのご意見を賜り実情を踏まえつつ、可能な限り全会一致で結審を目指したいと考えておりますのでどうぞよろしくをお願いします。

大井委員 大井でございます。

よろしくをお願いいたします。

[運営規程の決定]

部会長 それでは議題に入りたいと思います。

議事の(2)、高知県地方最低賃金審議会高知県最低賃金専門部会運営規程についてです。お手元の本体資料3をご覧ください。

運営規程の運用について事務局より提案があるとのことですので事務局より説明してください。

事務局 皆様もご承知のとおり、第2回本審におきまして、高知地方最低賃金審議会の議事録への署名廃止が承認されたことに伴いまして、専門部会の議事録への署名の廃止を提案するものです。

資料3の7条のところでございます。

署名廃止後の議事録については、公労使の議事録確認担当者にこれまでどおり議事録をご確認いただいたあとに、行政決裁を行ったうえで保管することを検討しております。

ご承認いただければ、原案のとおり、運営規程の変更手続きを進めたいと存じますがいかがでしょうか。

意見なし

部会長 それでは、第7条を事務局の提案通り変更し、変更後の運営規程に基づいて

第53期の専門部会を運営することとさせていただきます。
よろしくお願いたします。

異議なし

[議事録の確認者]

部会長 では、議事録を確認する委員の選出ですが、公益は私が確認することとしますが、労側、使側でそれぞれ1名ずつ推薦をお願いします。

市川委員 労側の確認者は市川が担当します。

部会長 では、市川委員をお願いします。使用者側はどうされますか。

野村委員 使用者側の確認は野村が担当します。

部会長 では、野村委員をお願いします。

部会長 それでは、労側は市川委員、使側は野村委員に議事録の確認をお願いします。

[その他]

部会長 では次に「その他」の議題に移りたいと思います。
事務局より資料の説明をお願いします。

事務局 別冊資料の1をご覧ください。これは令和3年度最低賃金に関する基礎調査結果に関する資料です。現行の高知県最低賃金は792円ですので、そこから1円上がるごとにどれだけの影響が及ぶか、その数値の概要をご理解いただけたらと思います。詳細については先ほどの審議会において説明済みですので省略いたします。次に別冊2の資料についてご説明します。別冊資料2のインディックス1については、高知県内の求人情報誌における求人時間給求人掲載事業場数を賃金室で集計したものです。出所は、ジョブ高知、キャリアザウルス、ガイド高知の3誌です。次にインディックス2については、求人賃金と求職者希望賃金についてです。インディックス3については時間給別求人票受付件数についてです。6月の集計結果となりますが、6月に699件の求人票を受理しており、そのうち792円で募集している事業場は64事業場です。主な業種はビルの清掃係やクリーニングの受け入れ係などです。次にインディックス4については、令和2年度中に高知労働局に寄せられた総合労働相談件数についてです。相談件数は1年間で4,938件ですがそのうち最低賃金に関する

相談は65件であり、最賃関係の相談件数の割合は1.31%程度となります。

次にインディックス5については令和2年度の臨検監督結果についてです。令和2年度においては高知局合計で臨検監督を2,335件実施しております。そのうち最低賃金法違反は27件であり、違反率は1.15%と比較的最低賃金に関する事業者の遵法水準は高いように感じられます。次にインディックス6については令和3年3月新規学卒者の初任給についての資料です。以上です。

部会長 　　ただ今の事務局の説明につきまして、何かご質問ご意見はありますか。

意見なし

[次回以降の会議の公開]

部会長 　　次に、第2回以降の専門部会の公開、非公開について、取扱いを決めさせていただきますしたいと思います。

　　今回の専門部会では、労使双方からそれぞれの基本的主張を述べていただき、その後、金額審議を行うこととなります。

　　従いまして、率直な意見交換を行うということなどを考慮しますと、非公開とすべきかと思えますけれども、いかがでしょうか。

異議なし

部会長 　　非公開ということでしたらということで、第2回以降の専門部会は非公開とすることといたします。

　　なお第2回専門部会は8月2日(月)とします。

　　公益委員打ち合わせは午後1時からです。第2回専門部会の開始時刻は午後1時30分からですのでよろしくお願いします。

　　では、本日の第1回専門部会はこれで終了いたします。

　　皆さん、どうもありがとうございました。

[閉会] 午前12時08分